

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	情報公開・法務課	整理番号	B-2
許認可等の種類	保有個人情報訂正請求に対する決定			
根拠法令条例等・条項	個人情報の保護に関する法律第93条			
許認可等の概要	保有個人情報訂正請求に対する訂正、不訂正の決定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令の規定において判断基準が尽くされているため)</p> <p>【参考】個人情報の保護に関する法律第92条</p> <p>第92条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	請求日から30日以内			
期間の制定根拠	個人情報の保護に関する法律第94条			